

東日本大震災復興対策本部 本部長  
内閣総理大臣

野田 佳彦 様

復興交付金制度に  
関する緊急要望書

いわき市長

渡辺 敬夫

## □ 復興交付金制度について

- 1月6日に閣議決定された「復興特別区域基本方針」における「復興交付金制度」については、詳細が明らかとなっていない部分が多く、対応に苦慮している状況にあります。
- 本制度については、地方財政措置により地方負担がほとんど生じないものであり、本市としても最大限に活用してまいりたいと考えております。
- そのためにも、国においては、速やかに復興交付金制度の詳細な内容と基幹40事業及び効果促進事業に係る具体的な支援方策等を速やかに提示願います。
- なお、当該復興交付金事業計画に係る国への申請は、現在、1月末が第1回締切という情報は示されていますが、そのための詳細な要綱等が国から未提示である状況に鑑み、当該スケジュールの設定については、被災自治体の実態等をも踏まえ、余裕を持った対応をお願いします。

## □ 復興交付金制度の自由度の高い運用について

- 復興交付金制度については、基幹事業を所管する省庁の縦割りで運用されると聞き及んでおります。
- 例としてあげれば、
  - ・ 基幹事業費の35%を上限に関連事業として実施する効果促進事業においても、合理的な理由があればよいとされているが、基本的には省庁ごとの基幹事業に対応する事業を対象とし、他省庁等の事業は、どのような場合に承認されるかなどの具体的な基準等は不明瞭である。などであります。
- 国の本制度に係る基本方針では、「特定地方公共団体が自らの復興プランの下に進める復興のための地域づくりを支援する」とされていることから、この趣旨を最大限に生かすためにも、省庁の縦割りで運用されるような制度ではなく、自由度の高い制度の運用が図られるようお願いいたします。
- また、復興交付金事業計画の作成・提出にあたっては、平成27年度までの計画を作成することとなっていますが、現時点において、平成27年度までの事業内容等が必ずしも確定している状況にないため、提出後の事業追加等計画変更について、事業費の対応も含め、柔軟に対応されるようお願いいたします。

## □ 復興交付金の今後の財源確保について

- 今回の申請においては、第 3 次補正予算で措置された 1 兆 6 千億円のうち、平成 23、24 年度分の事業費が措置されると聞き及んでおります。
- 一方、復興交付金事業計画の提出に当たっては、平成 27 年度までの事業を示すこととなっております。
- 本市を含む特定地方公共団体においては、本制度を最大限活用し、復興に向けた取組みを進めていくこととなるため、平成 27 年度までの事業費については、国の責任により確実に確保を図られるようお願いいたします。

## □ 基幹事業への追加・拡充

- 現在、国より示されている基幹事業には、津波被災地の安全確保のために必要な施設整備等が盛り込まれていないことから、被災自治体の負担が増えることが想定されるため、次の事業について、基幹事業として追加及び事業の拡充がなされるよう要望します。

### ① 海岸保全施設整備

津波防御の最も基本となる海岸堤防整備については、災害復旧において措置されることから基幹事業に位置付けられていないと思われるが、位置の変更や津波対策に伴うゲートの設置については、災害復旧の対象外であり、被災自治体の負担となるため、津波対策として実施する海岸堤防整備について基幹事業として追加していただきたい。

### ② 河川管理施設整備

今回の津波被災においては、海岸堤防の越流に加え、津波が河川を遡上し被害を拡大させた状況があるため、堤防の嵩上げなどの対策工を実施する必要があるが、これらについては、災害復旧の対象外であり、被災自治体の負担となるため、津波対策として実施する河川管理施設整備（普通河川を含む）について基幹事業へ追加していただきたい。

### ③ 区画整理事業の拡充

被災地の基盤整備に際しては、被災者の多様なニーズに対応するため、「防災集団移転促進事業」に代えて、「土地区画整理事業」による整備を検討している地区もあるが、土地区画整理事業の場合、被災自治体の負担が過大となることから、全額国費で賄える制度としていただきたい。

## □ その他の事項

- 復興交付金制度に係る疑義について、政府の現地対策本部に照会を行っても的確な回答が得られないため、基幹事業を所管する省庁に確認しているところであります。よって、復興対策本部が窓口機能を果たし、各自治体からの意見・要望等を直接集約するとともに、各自治体からの意見及びそれに対する回答については、該当する自治体すべてに示していただきたい。
  
- 復興交付金制度における対象地域について、本市のように広域な市においては、沿岸部から中山間地域まで幅広い地域が被災しているところであります。今後は、本市全体の復興を進めていくことが必要であることから、本制度の対象地域として本市全域とされるようお願いいたします。

## □ 基幹事業（40事業）に係る要望事項

（番号は基幹事業の番号と一致する）

- 1 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）
- 2 学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）

○ 移転統合、移転改築については、用地取得を行う必要があることから、用地取得に係る経費についても交付金の対象としていただきたい。

### 4 埋蔵文化財発掘調査事業

○ 今後、津波被災地復興に向け、都市再生区画整理事業や防災集団移転促進事業を進めていくこととなるが、これに関連して、埋蔵文化財の発掘調査を行うこととなり、本事業の活用を検討しております。

本事業に係る制度の詳細は未だ示されておりませんが、現行の補助制度と同様とした場合、事業費のうち、受託者の専門員等に係る人件費は国庫補助の対象外となるため、地方負担の財政的なメリットが少なくなることから、地方負担の軽減を図られるようお願いいたします。

## 5 医療施設耐震化事業

- 本市においては、本事業を活用し、災害拠点病院の指定を受けている総合磐城共立病院の耐震化（実施面積約 22,000 m<sup>2</sup>）を検討しております。本事業については、補助の基準面積の上限が 8,635 m<sup>2</sup>と定められており、それを超える面積分については、現行制度上、市の単独事業として実施せざるを得ないところであります。

については、被災地域の安全・安心を確保する観点から、災害拠点病院の確実な耐震化を推進するとともに、地方負担の軽減を図るため、当該基準面積の見直しを図られるようお願いいたします。

## 11 被災地域農業復興総合支援事業

- 本事業については、事業実施主体が市町村とされておりますが、効果的な事業の推進のため、事業実施主体に J A 等農業関係事業者を加えるなど、制度の拡大をお願いいたします。

また、補助対象について、工事請負費等に加え、用地取得経費についても対象とされるようお願いいたします。

## 31 津波地域復興拠点市街地整備事業

- 本事業の採択要件として、「1 市町村 2 地区 20ha まで」となっていますが、本市は、およそ東京都 23 区 2 つ分の広域な面積と 60 km にも及ぶ海岸線を有するなど、当該事業の対象地区も多数あることから、採択条件の地区数及び面積要件の緩和を図っていただきたい。

### 33 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業）

- 防災集団移転促進事業による移転者は、集団移転先での住宅再建に伴う借入れ金に対する利子補給（最大約 7 百万円）等の対応が可能であるが、土地区画整理事業では対応できないため、公平性の確保の観点から、本事業における住宅再建者の利子補給について御配慮願いたい。

### 38 都市公園事業

- 本市の津波防災まちづくりの基本方針は、今般の震災を踏まえた津波シミュレーションを参考に、津波により被災した一定規模以上の市街地について、海岸保全施設、津波防災緑地等により津波の浸水を防ぐこととしておりますが、山がせまり、奥行きのない市街地については、津波防災緑地の規模が補助要件の 2 ha 以下となってしまうことから、被災地の実情に応じた整備が図られるよう補助要件の緩和をお願いします。

### 39 防災集団移転促進事業

- 現在示されている制度内容では、既存の住宅団地や既存集落内の空地等を「住宅団地」と位置付ける場合、市が一度取得してから、移転希望者へ売却する流れとなっているため、住宅再建まで時間を要するとともに、市の事務量の増加が予想されることから、移転者が直接購入する又は市を含めた三者契約等の手法により、住宅再建のスピードアップが図られるよう制度運用を見直していただきたい。
- 被災者の移転先となる住宅団地用地を整備するために土地を取得した場合、当該土地を譲渡した者に対する「特定住宅団地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」額が1,500万円となっており、他の収用事業の控除額（5,000万円）と比べ、控除額が低くなっていることから、地権者からの速やかな同意取得のためにも控除額の拡大を図っていただきたい。